

午後 試験

問 1

問 1 では、システム部が所管していない部門システムの監査について出題した。部門システムとしての背景や制約を理解した上で個々の設問に答えることが重要なポイントとなる。

設問 2(2)では、“申請漏れのリスク”だけでなく“システム室担当者の不正な ID 登録のリスク”にも対応する統制として、システム上のユーザ ID と実在者の照合が最も適切であることに気づいてほしい。

設問 4 は、部門システムとしての制約に目を向けていない解答が多く、システム室の業務量を考慮せずに専任者を設けることを求めたり、部門システムとして継続する条件であるにもかかわらずシステム部に管理を移管したりという解答が多く見られた。予防的統制を十分に整備することが難しい場合には、発見的統制を整備することで対応することも可能であるという点を理解してほしい。

問 2

問 2 では、統合プロジェクトのシステム監査について出題した。統合プロジェクト管理を対象とした監査の視点が理解できているかどうかポイントとなる。

設問 1 は、少数ではあったが、“統合方針の承認過程を確認する”や“統合によるシナジー効果について検討がなされたか確認する”といった、題意を理解していない解答が見られた。〔システムの統合方法〕で示した現状の問題点について、システム監査人が確認すべき点の記述を求めているのであり、統合方針などについての記述を求めていることに注意してほしい。

設問 2 及び設問 4 については、おおむね正答率が高かった。しかし、監査報告書の提出先や監査人の独立性・客観性の確保について理解していない解答が散見された。監査を行う上で最も基本的な知識であるので、是非理解しておいてもらいたい。

設問 3 は、(3)のドキュメントの整備という、システム統合事務局の役割とは関係のない項目を選択した解答が多かった。〔統合プロジェクトの体制〕で、システム統合事務局は、“プロジェクト全体にかかわる(中略)支援を行う”と記述されていることを理解していれば、WG 内だけの問題ではなく、プロジェクト全体にかかわる問題を適切に選択できたと思われる。

問 3

問 3 では、システム改善の企画段階において電子化証憑を組み込むシステムの監査について出題した。法令要件とビジネス要件を踏まえて解答することがポイントとなる。

設問 1 は、おおむねよく解答されていたが、中には“効果が十分に得られない可能性のある事項”を求めているのに理由だけを記述したり、理由が明確でなかったりした解答が見られた。また、経理部門の削減効果に関して、職務分離のための最低要員の必要性や業務の集中化による効率の向上を考慮しない解答も散見された。

設問 2 は、題意はおおむね理解されていた。しかし、証憑を廃棄し、スキャンされた電子化証憑だけが保存されることによって新たに発生する不正の可能性ではなく、現状のシステムでも発生する可能性のある不正を記述している解答がかなり見られた。また、今回のシステム改善の効果を考慮しない改善策を記載した解答もあった。設問が要求している範囲を十分に理解した上で解答してほしい。

問 4

問 4 は、システム監査人が実施するフォローアップについて出題した。システム監査の結果を踏まえたフォローアップのポイントについても、受験者は十分に理解しておく必要がある。

設問 1 は、改善計画書に実施時期などの必要項目を記載させる必要があること、及び監査人がそれを看過した場合に適切なフォローアップが実施できなくなる点を問うものである。“実施時期を記述していないことで改善が計画どおりに進まない”，といった設問の趣旨を理解していない解答が多かった。

設問 3 は、監査人の独立性やフォローアップの目的について正しく理解しているかどうかを問うものである。不適切な内容については正しく記述している解答が多かった。しかし、不適切な理由については、単に“監査人の行動として不適切”というように、理由を明確に記述していない解答が散見された。“システム監査人は、監査対象から独立した立場で客観的に評価・助言する”というシステム監査の基本的な考え方を十分に理解しておいてほしい。